

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
2月25日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 三
 - 歩行者利便増進道路の指定 (道路整備課) 五
 - 利便増進誘導区域の指定 (道路整備課) 五
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正 (砂防課) 五
 - 建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定 (建築指導課) 六
- 公告
 - 種畜証明書の交付 (畜産振興課) 六
 - 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始 (水産振興課) 七
 - 公共測量の実施 (監理課) 八
- 人委規則
 - 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 八
- 公安委告示
 - 警備員等の検定の実施 九
- 雑報
 - 県報の正誤 (令和四年二月八日山口県報定期の目次ほか一件) 一〇



山口県告示第三十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年二月二十五日から同年三月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場西地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の六
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| 種 類 | 構 造 | | | 使 用 の 方 法 | |
|-----|------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--|
| | 能 力 (m^3) | 工事着手 予 定 日 年 月 日 | 工事完成 予 定 日 年 月 日 | 使用開始 予 定 日 年 月 日 | 使用時間 間隔 連 続 二 四 時 間 一 日 当 た り の 使 用 時 間 変 動 的 変 動 の 概 要 |
| 七四 | 五〇〇 | 令和四、 四、二〇 | 令和四、 一、三〇 | 令和四、 一、二 | 連 続 二 四 時 間 変 動 な し |

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

| 種 類 | 通 常 | 最 大 | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 | |
|--------|--------|--------|--|--------------------------------------|
| | | | 水素イオン濃度 (水素指数) | 化学的酸素要求量 (mg/l) |
| 七四 | 七 | 六・五 | 二二・二 | 一三 |
| | | | 二二・七 | 二 |
| | | | 二〇・六 | 三五・九 |
| | | | 〇・二二 | 〇・三三 |
| | | | 〇・三三 | 一、五五三 |
| | | | | 一、六七二 |

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| 種 類 | 構 造 | 能 力 ($\text{m}^3/\text{日}$) | 処 理 の 方 式 | 使 用 時 間 間 隔 | 一 日 当 た り の 使 用 時 間 | 概 季 節 的 変 動 の 要 求 | 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | 使 用 開 始 予 定 年 月 日 |
|-------------|--------|-------------------------------------|-----------------------|----------------------------|--|---|---|---|---|
| 中 和 槽 | 鉄 製 | 五〇〇 | 中 和 連 続 | 二 四 時 間 | 変 動 な し | 令 和 四、 四、二〇 | 令 和 四、 一、三〇 | 令 和 四、 一、二一 | |

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

| 種 類 | 項 目 | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 | |
|-------------|--------|--|--------------------------------------|
| | | 水素イオン濃度 (水素指数) | 化学的酸素要求量 (mg/l) |
| 中 和 槽 | 処理前 | 七・六 | 六・五 |
| | 処理後 | 七 | 七・五 |
| | | 八・五 | 二二・二 |
| | | 六・五 | 一三・七 |
| | | 二二 | 一三 |
| | | 検 出 せ ず | 二〇・六 |
| | | | 三三・九 |
| | | | 〇・二二 |
| | | | 〇・三三 |
| | | | 一、五五三 |
| | | | 一、六七二 |

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

| 排 水 口 | 通 常 | 最 大 | 水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数) | | 化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l) | | 浮 遊 物 質 量 (mg/l) | | 鉍 油 類 (mg/l) | | 窒 素 (mg/l) | | 燐 (mg/l) | | 排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3) |
|----------------------|--------|--------|---|--------|--|--------|---|--------|---|--------|------------------------------------|---------|-------------------------------|--------|---|
| | | | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 | |
| No. 5 排 水 口 | 七・五 | 〃 | 一六・六 | 四五 | 九・六 | 〃 | 一 | 七 | 五〇 | 〇・〇五 | 〃 | 五、八三二 | 六、三一・九 | | |
| No. 3 排 水 口 | 七・六 | 〃 | 一四・九 | 四四 | 一四・七 | 〃 | 一・五 | 一〇・九 | 五三 | 〇・二三 | 〇・三 | 四五、一三〇 | 四九、〇三一・一 | | |
| No. 1 排 水 口 | 七 | 九・六 | 二・五 | 五 | 四 | 二・五 | 二・五 | 一・一 | 四 | 〇・〇五 | 〇・一 | 一、三六九・二 | 六、五六七・二 | | |

山口県告示第三十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年二月二十五日から同年三月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 宇部興産株式会社

住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場西地区

所在地 宇部市大字小串一九七八番地の六

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

| 種 類 | 項 目 | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 | | |
|------|-----|---|-----|-----------|
| | | 水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数) | | |
| | | 通 常 | 最 大 | 特 定 事 業 場 |
| 四六―二 | 変更前 | 七・五 | 八・七 | 三二・八 |
| | 変更後 | 四・三 | 四・三 | 一〇〇 |
| | 変更前 | | | 三八・三 |
| 七 四 | 変更前 | | | 三〇 |
| | 変更後 | | | 三五 |
| | 変更前 | | | 三七・二 |
| 種 類 | 項 目 | 窒 素 の 値 | | |
| | | 浮 遊 物 質 量 (mg/l) | | |
| | | 通 常 | 最 大 | 特 定 事 業 場 |
| 四六―二 | 変更前 | | | 九四・二 |
| | 変更後 | | | 一〇〇 |
| | 変更前 | | | 〇・八七 |
| 七 四 | 変更前 | | | 二・八六 |
| | 変更後 | | | 〇・〇五 |
| | 変更前 | | | 四、〇二一 |
| 種 類 | 項 目 | 汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³) | | |
| | | 燐 (mg/l) | | |
| | | 通 常 | 最 大 | 特 定 事 業 場 |
| 四六―二 | 変更前 | | | 四、〇二一 |
| | 変更後 | | | 八〇 |
| | 変更前 | | | 四、四二一 |

| No. 3 排水口 | | No. 1 排水口 | | 排水口 | |
|-----------|----------|-----------|---------|-----|-------------------------------|
| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 項目 | |
| 〃 | 七・六 | 〃 | 七 | 通 | 水素イオン濃度 (水素指数) |
| 〃 | 〃 | 〃 | 九(六) | 大 | 〃 |
| 一四・九 | 一三・五 | 〃 | 二・五 | 通 | 化学的酸素要求量 (mg/l) |
| 〃 | 四四 | 〃 | 五 | 大 | 〃 |
| 一四・七 | 一四・八 | 〃 | 四 | 通 | 浮遊物質 (mg/l) |
| 〃 | 〃 | 〃 | 二五 | 大 | 〃 |
| 〃 | 一・五 | 〃 | 二・五 | 通 | 鉍油類 (mg/l) |
| 一〇・九 | 一〇・三 | 〃 | 一・一 | 大 | 〃 |
| 〃 | 五三 | 〃 | 四 | 通 | 素 (mg/l) |
| 〃 | 〇・一三 | 〃 | 〇・〇五 | 大 | 〃 |
| 〃 | 〇・三 | 〃 | 〇・一 | 通 | 燐 (mg/l) |
| 四五、一三〇 | 四四、八二 | 〃 | 一、三六九・二 | 大 | 排水物の一日当たりの量 (m ³) |
| 四九、〇三一・一 | 四八、六八一・一 | 〃 | 六、五六七・二 | 大 | 〃 |

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

| 好気性排水処理施設 | | | | 中和槽 | | | | 種類 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-----|-------------------------------|
| 処理後 | | 処理前 | | 処理後 | | 処理前 | | 項目 |
| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | |
| 〃 | 七・五 | 〃 | 五 | 七 | 〃 | 七・六 | 〃 | 水素イオン濃度 (水素指数) |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 化学的酸素要求量 (mg/l) |
| 四七・五 | 三二・八 | 三七〇 | 二五二・七 | 二二・二 | 〃 | 八・五 | 〃 | 浮遊物質 (mg/l) |
| 五六・九 | 三八・三 | 四四五・七 | 三〇六・九 | 一一・七 | 〃 | 一一・七 | 〃 | 鉍油類 (mg/l) |
| 〃 | 三〇 | 〃 | 一五 | 一三 | 〃 | 一三 | 〃 | 素 (mg/l) |
| 〃 | 三五 | 〃 | 二〇 | 二二 | 〃 | 二二 | 〃 | 燐 (mg/l) |
| 〃 | 〇・五 | 〃 | 一 | 検出せず | 〃 | 検出せず | 〃 | 排水物の一日当たりの量 (m ³) |
| 四五・七 | 三七・二 | 一五三・五 | 一一三・三 | 二〇・六 | 〃 | 二〇・六 | 〃 | 〃 |
| 一一六 | 九四・二 | 三三五・七 | 二七一・三 | 三五・九 | 〃 | 三五・九 | 〃 | 〃 |
| 一・一一 | 〇・八七 | 三・六五 | 二・八四 | 〇・一二 | 〃 | 〇・一二 | 〃 | 〃 |
| 三・六三 | 二・八六 | 一一・八 | 九・二九 | 〇・三三 | 〃 | 〇・三三 | 〃 | 〃 |
| 三、〇九六 | 四、〇二一 | 三、〇九六 | 四、〇二一 | 一、五五三 | 〃 | 一、五五三 | 〃 | 〃 |
| 三、四五〇 | 四、四二一 | 三、四五〇 | 四、四二一 | 一、六七一 | 〃 | 一、六七一 | 〃 | 〃 |

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

| 変更後 | 〃 | 〃 | 四七・五 | 五六・九 | 〃 | 〃 | 四五・七 | 一一六 | 一・一一 | 三・六三 | 三、〇九六 | 三、四五〇 |
|--|---|---|------|------|---|---|------|-----|------|------|-------|-------|
| 備考 「四六一二」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。 | | | | | | | | | | | | |

| No. 5 排水口 | |
|--------------|---------|
| 変更後 | 変更前 |
| 〃 | 七・五 |
| 〃 | 〃 |
| 〃 | 一六・六 |
| 〃 | 四五 |
| 〃 | 九・六 |
| 〃 | 〃 |
| 〃 | 一 |
| 〃 | 七 |
| 〃 | 五〇 |
| 〃 | 〇・〇五 |
| 〃 | 〃 |
| 〃 | 五、八三二 |
| 〃 | 六、三二一・九 |

山口県告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二十第三項の規定により、下関市長が歩行者利便増進道路を次のとおり指定した。
 その関係図面は、令和四年二月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課、下関土木建築事務所及び下関市建設部道路河川管理課において一般の縦覧に供する。
 令和四年二月二十五日
 山口県知事 村岡 嗣政

| 路線名 | 区 間 | 指定の期日 |
|------|---------------------------|----------|
| 下関港線 | 下関市南部町九の一地先から同市田中町二の八地先まで | 令和四年一月一日 |

山口県告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十三条第二項第三号の規定により、利便増進誘導区域を次のとおり指定する。
 令和四年二月二十五日
 山口県知事 村岡 嗣政

| 路線名 | 区 域 | 指定の期日 |
|------|---|----------|
| 下関港線 | 下関市南部町九の一地先から同市田中町二の八地先までの道路の区域（次の図に示す部分に限る。） | 令和四年三月一日 |

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部道路整備課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三十七号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成十五年山口県告示第五百二十九号）の一部を次のように改正する。
 令和四年二月二十五日
 山口県知事 村岡 嗣政

錦見二丁目(3)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。
 二 区域の範囲
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた区域

| 市 名 | 町 名 | 地 番 | 標 柱 番 号 |
|-------|-----------|----------|---------|
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 岩 国 市 | 錦 見 二 丁 目 | 三七六の一 | 一号 |
| 〃 | 〃 | 三八〇の六 | 二号 |
| 〃 | 〃 | 一〇一〇八の二 | 三号 |
| 〃 | 〃 | 一〇一〇八の七 | 四号 |
| 〃 | 〃 | 一〇一〇八の五四 | 五号 |
| 〃 | 〃 | 一〇一〇八の六〇 | 六号 |
| 〃 | 〃 | 三四六の一 | 七号 |
| 〃 | 〃 | 三四七の五 | 八号 |
| 〃 | 〃 | 三四五の三 | 九号 |
| 〃 | 〃 | 三四三の五 | 十号 |
| 〃 | 〃 | 三五〇の二 | 十一号 |
| 〃 | 〃 | 三五五の一 | 十二号 |
| 〃 | 〃 | 三五七の一 | 十三号 |
| 〃 | 〃 | 三六一の一 | 十四号 |
| 〃 | 〃 | 三六一の一 | 十五号 |
| 〃 | 〃 | 三七三の一 | 十六号 |
| 〃 | 〃 | 一〇一一〇の五 | 十七号 |

一〇一〇八の四八

十八号

山口県告示第三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第七条の三第一項第二号及び第六項の規定により、建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

令和四年二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 中間検査を行う区域
山口県の区域（下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市及び周南市の区域を除く。）
- 二 中間検査を行う期間
令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までとする。ただし、同日までに法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）が行われた建築物については、同日後においても、中間検査を行うものとする。
- 三 中間検査を行う建築物
令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に確認申請が行われた建築物（法第七条の三第一項第一号に規定する工程をその工事に含む建築物、法第八十五条第五項の規定により知事が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた建築物、同条第六項の規定により知事が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めた建築物並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十条第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、一の建築物の新築に係る部分が次のいずれかに該当するものについて、中間検査を行う。
 - (一) 分譲を目的とする住宅
 - (二) 主要構造部が木造である住宅（地階を除く階数が三であるものに限る。）
 - (三) 主要構造部が鉄骨造であつて、地階を除く階数が三以下で、かつ、延べ面積が三百平方メートル以上千平方メートル以下の建築物（テント倉庫建築物の構造方法に關する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十七号）に規定するテント倉庫建築物を除く。）
- 四 特定工程

- (一) 木造の建築物にあつては、柱、はり及び小屋組の建て方工事（枠組壁工法の木造建築物にあつては、耐力壁及び小屋組の建て方工事）
- (二) 鉄骨造の建築物にあつては、一階部分の鉄骨の建て方工事
- (三) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事
- (四) (一)から(三)までに規定する建築物以外の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

五 特定工程後の工程

- (一) 木造の建築物にあつては、壁の内外装工事
- (二) 鉄骨造の建築物にあつては、特定工程に係る部分を覆う工事
- (三) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
- (四) (一)から(三)までに規定する建築物以外の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事



(二五) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

令和四年二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

| 種畜証明書番号 | 名 | 前 | 品種 | 生年月日 | 産地 | 検査成績 | 飼養者の住所及び氏名又は名称 |
|---------|---------------------|------|------|----------|-------|------|----------------|
| 一一六一〇三 | 勝乃登 | 〇九二二 | 黒毛和種 | 令和二、七、一五 | 山口県一級 | 一級 | 美祿市伊佐町河原 |
| 三〇九二二 | (全和二〇子山黒一六一〇三三〇九二二) | | | | | | 山口県農林総合技術センター |
| 一一六一二三 | 幸登 | | その他 | 八、五 | | 級外 | |
| 三四六三七 | | | | | | | |

(一六) 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）の規定が適用される契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和四年二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 業務の概要

(一) 業務名

山口県漁業・環境調査船設計及び建造業務

(二) 業務内容

山口県漁業・環境調査船の設計及び建造

(三) 契約期間

契約締結の日から令和五年三月三十一日まで

二 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第百六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）に基づく資格審査を受けている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) この手続の開始の日から令和四年四月八日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

三 手続等

(一) 応募要領の配布

平成二十八年四月一日から令和四年二月二十五日までの間に、一に掲げる業務と同等の規模及び内容を有する業務を三件以上施行した実績を有していること。
令和四年二月二十五日午前九時から同年三月二十二日午後五時までの間、山口県農林水産部水産振興課のホームページの「山口県漁業・環境調査船設計及び建造業務公募型プロポーザルの募集」に掲載することにより行う。

(二) 参加表明書の提出方法、提出先及び受領期限

1 提出方法

山口県農林水産部水産振興課へ事前に連絡のうえ、持参し、書留により郵送し、又は電子メールにより提出すること。

2 提出先

山口県農林水産部水産振興課

3 受領期限

令和四年三月二十二日午後五時

(三) 企画提案書の提出方法、提出先及び受領期限

1 提出方法

持参し、又は書留により郵送すること。

2 提出先

山口県農林水産部水産振興課

3 受領期限

令和四年三月三十日午後五時

(四) 審査

審査は、次の審査委員により、最も優れた企画提案書を提出した者の特定を令和四年四月上旬に行う。

三浦 忠

野川 顕秀

西藤裕一郎

中村 圭吾

吉永 智彦

四 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書作成の要否

(四) 参加表明書の提出時において二の(三)の要件を満たしていない者にあつては、提案書の提出時までにこれを満たすことをもって足りる。

(五) この手続の開始後に、二の(三)に掲げる資格の申請をする場合は、令和四年三月十八日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(七) 法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。

(八) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課(電話〇八三一九三三―三三五四〇)に問い合わせること。

五 Summary

(1) Division in charge of the contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required: Design and construction of fisheries and environmental research vessel

(3) Performance period: From the day of the contract through March 31, 2023

(4) Place of performance: The place designated by Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government

(5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-3540)

(6) Deadline to express interests: 5:00 P.M. March 22, 2022

(7) Deadline to submit proposals: 5:00 P.M. March 30, 2022

(一七) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和四年二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

岩国市三角町

三 作業の期間

令和四年二月十六日から同年三月十八日まで



職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月二十五日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第一号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則(昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別記第八号様式の(表)中「交付

」を「交付(文書番号:」

事項」に次のように加える。
偽りその他の不正の行為によつて基本手当に相当する退職手当等の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後基本手当に相当する退職手当等を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。

別記第八号様式の(裏)の所属長の記載心得一中「に印を押した上」を「を」に改め、同所属長の記載心得二中「交付した年月日」を「交付した年月日及び文書番号」に改め、「記載し、その印を押す」を「記載する」に改める。

別記第九号様式の(表)中「交付

」を「交付(文書番号:」

中「に印を押した上」を「を」に改め、同所属長の記載心得一中「交付した年月日」を「交付した年月日及び文書番号」に改め、「記載し、その印を押す」を「記載する」に改める。

る。

別記第十一号様式の(第一面)中「㊦」を削り、同様式の(第二面及び第三面)中「取扱味」を「取扱味」に改める。

別記第十三号様式から別記第十五号様式まで及び別記第十七号様式から別記第十九号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第二十号様式の(表)中「㊦」を削り、同様式の注1中「取扱味」を「取扱味」に改める。

別記第二十三号様式の三及び別記第二十五号様式中「㊦」を削り、「取扱味」を「取扱味」に改める。

別記第二十五号様式の二及び別記第二十六号様式中「㊦」を削る。

別記第二十六号様式の二の(表)中「㊦」を削る。

別記第二十七号様式中「取扱味」を「取扱味」に改める。

別記第二十九号様式中「㊦」を削る。



山口県公安委員会告示第四号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和四年二月二十五日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

雑踏警備業務 一級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 令和四年五月三十日(月曜日)の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 令和四年六月二十四日(金曜日)
場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

- (一) 雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
- (二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間
令和四年四月四日(月曜日)から同月八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

- (一) 検定申請書
- (二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(二) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万三千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この

収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一〇）にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員
雑踏警備業務 二級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 令和四年五月三十日（月曜日）の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和四年六月十七日（金曜日）

場所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和四年四月四日（月曜日）から同月八日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その

者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面
2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

七 受検手数料

一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一〇）にすること。



正誤

令和四年二月八日山口県報（定期）の目次

| | | | |
|------|---|------|---|
| 公共測量 | 誤 | 基本測量 | 正 |
|------|---|------|---|

令和四年二月八日山口県公告(九) (公共測量の実施)

| | | | | |
|---------|---------|---|-------------|-----|
| 〃 | 〃 | 〃 | 三 | ページ |
| 〃 | 〃 | 〃 | 下 | 段 |
| 二一 | 一六 | 一五 一六 | 一四 | 行 |
| 公・共・測・量 | 公・共・測・量 | 第・三・十・九・条・に・お・い・て・準・用・す・る・同・法・ 第・十・四・条・第・一・項 | (九) 公・共・測・量 | 誤 |
| 基・本・測・量 | 基・本・測・量 | 第・十・四・条・第・一・項 | (九) 基・本・測・量 | 正 |

令和四年二月二十五日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁